

恵那市都市公園条例の一部改正について（平成16年恵那市条例第189号）

新						旧					
本則、附則（略）						本則、附則（略）					
別表第1～別表第4（略）						別表第1～別表第4					
別表第5（第10条関係）						別表第5（第10条関係）					
第7条第1項の規定により有料公園施設を使用する場合						第7条第1項の規定により有料公園施設を使用する場合					
施設 の名称	施設の 種類	施設の区分	単位	使用料	留意事項	施設 の名称	施設の 種類	施設の区分	単位	使用料	留意事項
まきがね公園運動施設	多目的 広場		1時間	1,176円	1 使用面積が2分の1未満のときは、当該使用料の2分の1に相当する額とする。 2 照明施設使用の場合、全面使用のときは、1時間につき2,095円、使用面積が2分の1未満のときは、1時間につき1,047円を加算する。	まきがね公園運動施設	多目的 広場		1時間	1,176円	1 使用面積が2分の1未満のときは、当該使用料の2分の1に相当する額とする。 2 照明施設使用の場合、全面使用のときは、1時間につき2,095円、使用面積が2分の1未満のときは、1時間につき1,047円を加算する。

新						旧					
	野球場		1 時間	1,568円	<u>1 スコアボード（電光掲示板を使用する 場合に限る。） を使用する場 合は、1 時間 につき520円 を加算する。</u> <u>2 本部室の冷 暖房を使用す る場合は、1 時間につき 160円を加算 する。</u>		野球場		1 時間	1,568円	<u>放送設備及び カウントボード を使用する場 合は、1 回につき 419円を加算す る。</u>
	テニス コート	1 面につき	1 時間	419円	照明設備を使 用する場合は、 1 面につき 1 時 間732円を加算 する。		テニス コート	1 面につき	1 時間	419円	照明設備を使 用する場合は、 1 面につき 1 時 間732円を加算 する。
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)		(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
備考 (略)						備考 (略)					
別表第 6 (略)						別表第 6 (略)					